

# 金属労協政策レポート



No.40 2013.5.10

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/JCM） 編集兼発行人 若松 英幸  
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階  
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.jcmetal.jp>

## 金属労協「2013年政策・制度課題重点取り組み項目」

### ▽△ 目 次 △▽

	本文	参考資料
2013年政策・制度課題重点取り組み項目	1	-
I. ものづくりを支えるマクロ環境整備		
1. 円高是正の定着と為替相場の安定	2	9
2. TPP交渉合意への寄与と国内対応策の確立	3	10
II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策		
1. エネルギーの確保、利用の効率化、温室効果ガス削減目標の見直し	4	12
III. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備		
1. ものづくり産業の持続可能性の確保	5	-
2. ものづくり産業の人材育成における工業高校教育の強化	6	14
IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立		
1. ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	8	15

## 2013年政策・制度課題重点取り組み項目

2013年4月26日

全日本金属産業労働組合協議会  
(金属労協/JCM)

金属労協では、政策・制度課題に対する取り組みを2年サイクルで行っていますが、2012年4月に策定した「2012～2013年政策・制度課題」では、

- \* 民間産業に働く者の観点
- \* わが国の基幹産業たるものづくり産業に働く者の観点
- \* なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点

から、

- I. ものづくりを支えるマクロ環境整備
- II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策
- III. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備
- IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

を4本柱とし、具体的な課題解決に向けた活動を展開してきました。

「2012～2013年政策・制度課題」で掲げた課題の中には、量的金融緩和の強化による円高是正、政府のTPP交渉参加表明、日本EUのEPA交渉開始、事業承継税制の改正など、前進の見られるものもあり、この1年間で、金属産業と金属産業に働く者の置かれた環境は大きく変化しています。しかしながら一方で、ものづくり産業の国内拠点は海外移転や閉鎖が進み、国内雇用は困難な状況に置かれており、こうした流れが逆転するまでには至っていません。

中間年である2013年は、こうした状況を踏まえて、われわれの主張を補強し、とくに重点的に取り組むものについて、「2013年政策・制度課題重点取り組み項目」として整理し、連合の取り組みへの反映、政府や国会議員への働きかけ、経営者団体への理解促進、世論へのアピールなど、実現に向けた活動をさらに強化していきます。

## I. ものづくりを支えるマクロ環境整備

### 1. 円高是正の定着と為替相場の安定

①円レートがわが国の経済力に見合った適正な水準で安定するよう、政府・日銀の連携を強化していくこと。

金属労協は「2012～2013年政策・制度課題」で、円高是正・デフレ脱却に向け、量的金融緩和を「実効的かつ迅速に実施し、さらに強化すること」を主張し、関係方面への働きかけを行ってきました。

現状では、政府・日銀が連携し、デフレ脱却に向けた量的金融緩和の強化を打ち出したことから、為替レートも1ドル=80円前後の超円高水準を脱し、1ドル=90円台へと円高是正が進んでいます。今後、早期にデフレ脱却を実現し、物価安定の下で持続的な成長が図られ、その結果として、円レートがわが国の経済力に見合った適正な水準で安定していくよう、政府・日銀に対し求めていきます。

②政府・日銀として、量的金融緩和政策に対する理解促進の活動を強化していくこと。

円高是正により、資源、エネルギーなど輸入価格が上昇し、内需に悪影響を与えるのではないかと、この見方があります。しかしながら、輸出産業とそこに働く人々が地域経済で大きな役割を果たしてきたことは明らかです。製造業の国内拠点の閉鎖が相次いでいましたが、円高是正により、内需産業も含めて、日本経済に徐々に明るい兆しが出てきています。

一方、新興国など海外の一部から、円高誘導批判もありましたが、政府と日銀が量的金融緩和の目標としている「消費者物価上昇率2%」は、先進国の中央銀行が掲げるインフレターゲットとしてはごく標準的なものです。リーマンショック以降、アメリカやユーロ圏では、大幅な量的金融緩和が行われましたが、日銀の対応がきわめて不十分であったことから、その金融緩和の度合いの差が、超円高の要因となってきました。今回の金融政策はその修正であり、海外からの批判は限定的となっています。

なお、OECDの算出した購買力平価は、GDPベースで1ドル=106円です。購買力平価とは、対ドルで言えば、日米の物価水準が同一になる理論上の為替レートであり、アメリカで1ドルで購入できるものが、日本では106円だということになりますが、現実のレートはこの水準には達していません。

③固定相場制や管理変動相場制を採用している新興国、発展途上国通貨の完全変動相場制移行に向け、日本政府として、国際的な働きかけを強化していくこと。

国際的な為替相場の安定のためには、先進国、新興国、発展途上国それぞれの通貨において、経済力を反映した為替水準が形成されることが必要です。このため、中国・人民元をはじめ固定相場制や管理変動相場制を採用している新興国、発展途上国通貨の完全変動相場制移行に向け、国際的な働きかけを強化していかなくてはなりません。

④政府は早急に財政再建の道筋を明らかにしていくこと。

安倍内閣は「機動的な財政政策」を打ち出していますが、国の財政に対する市場の信認が失われれば、国債価格が下落し、金利の急騰を招き、量的金融緩和政策が水泡に帰すこととなります。東日本大震災からの復興をはじめ、社会資本の維持・更新、社会保障など、必要などころには必要な予算をつけていかなくてはなりません、一方で、無駄な公共投資が行われないよう、十分に精査していくことが不可欠です。

## 2. TPP交渉合意への寄与と国内対応策の確立

①TPPがWTOのルールに則って、「実質上のすべての貿易」について関税撤廃を進めることにより、「包括的で次世代型の地域協定」となるよう、わが国として積極的に寄与していくこと。

「2012～2013年政策・制度課題」の中では、「グローバルな自由貿易体制の強化」を掲げ、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉への早期参加、レベルの高い自由貿易の追求を主張し、関係方面への働きかけを行ってきました。

2013年2月の日米首脳会談における共同声明を受け、政府は3月15日、TPP交渉への参加表明を行いました。交渉の合意目標は2013年末とされており、日本が協議に参加できる期間は限られますが、TPPがWTOのルール（GATT24条）に則ったレベルの高い自由貿易を実現するものとなるよう、わが国として積極的に寄与していかなくてはなりません。

②政府はTPP参加の必要性、TPPの交渉状況などについて、十分な情報提供を行っていくこと。

日米二国間の経済協議については、TPPとは別の協議であることを、国内においてアピールするとともに、日本としての主張を強力に展開していくこと。

TPP反対論は、TPPに関する情報が少ないことによる誤解や曲解、TPP交渉と日米二国間の経済協議との混同に基づいている場合が少なくありません。政府として、できるだけ情報提供を行っていく必要があります。

③政府はTPPにおいて、中・長期にわたる段階的な関税撤廃が行われることを前提とした新たな農業政策の策定や、中核的労働基準が盛り込まれることを前提としたILO基本8条約すべての批准（105号、111号が日本未批准）など、国内対応を早急に推進していくこと。

政府は「攻めの農林水産業」を掲げていますが、TPPにおいて、センシティブ品目については、中・長期にわたる段階的な関税撤廃が行われていく可能性が高く、これを前提とした新たな農業政策を早急に策定していくことが不可欠となっています。なお、2013年3月に政府の発表した試算では、TPP参加により、農林水産物生産額が3.0兆円減少するものの、日本経済全体ではGDPが3.2兆円増加するとされています。なおこの試算は、農林水産物について、関税はすべて即時撤廃、国内対策は行われず、国内での生産性向上もないとの前提に立っていることに留意する必要があります。

TPPでは、中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）の遵守が盛り込まれる方向となっていますが、中核的労働基準に関するILO基本8条約（29号、87号、98号、100号、105号、111号、138号、182号）のうち、105号（強制労働の廃止に関する条約）および111号（雇用及び職業についての差別待遇に関する条約）は日本未批准です。日本として、中核的労働基準遵守の姿勢を強くアピールしていくため、批准作業を進めていくことが重要です。

## II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策

### 1. エネルギーの確保、利用の効率化、温室効果ガス削減目標の見直し

①不安定な電力供給や電力料金引き上げによる産業空洞化、雇用喪失を回避するため、政府として、エネルギー安全保障の確立と安定的かつ低廉な電力確保に全力を尽くすこと。

停止中の原子力発電所については、原子力エネルギーがベース電源として発電量の約3割を担ってきた現実と電力安定供給の重要性等を踏まえ、厳格で高度な安全基準の確立、必要な安全対策の早期実施・検証、地方自治体・住民の理解を前提に、政府が責任を持って再稼働の判断を行うこと。

東日本大震災以降、国民、勤労者の懸命な節電努力もあり、大規模停電は回避されていますが、低効率の老朽設備に依存せざるを得ず、夏期および冬期の電力需給は依然不透明です。

また、原油のほぼ全量を輸入に頼る状況では、産油国でいったん騒動が起きれば、原油価格が暴騰し、安定した供給もおぼつかなくなり、国民生活と産業活動に深刻な影響を与えることとなります。こうした現実を踏まえた、エネルギー安全保障の確立が欠かせません。

加えて、火力発電依存による料金引き上げは、ものづくり産業にとって打撃となっています。もともとわが国の電力料金は国際的に見て高く、これ以上の引き上げは、死活問題となりかねません。原油価格自体は比較的落ち着いた動きを示していますが、円高是正の影響なども含め、今後の動きを注視していく必要があります。

②再生可能エネルギーの導入促進、省エネの推進とともに、コンバインドサイクル発電など高効率の火力発電システムの活用、通電ロス・送電ロスを最小限にするための電線太径化、ダブル配線化、超電導電力ケーブルの実用化などを促進すること。

国内資源探査の強化、シェールガスの輸入促進、エネルギー輸入における価格交渉力強化を図ること。エネルギー利用の効率化に向け、スマートメーターの設置、コージェネレーションの普及促進、スマートグリッドやスマートコミュニティ、スマートシティの構築を加速すること。



日本規格協会の試算では、工場やビルなど電力需要家の構内で使う低圧の電力ケーブルの通電ロス、日本の発電量の4%に相当し、導体を太径化することにより、ロスを半減することができます（電線のダブル配線化も同じ効果）。これは、日本のCO<sub>2</sub>排出量の0.7%に相当する水準です。現在、日本電線工業会で規格化したサイズの国際規格化が進められていますが、政府として積極的に導入促進を行っていく必要があります。

③ポスト京都議定書の温室効果ガス削減目標については、今後策定されるエネルギー基本計画と整合性ある内容で、早急に検討すること。

その際には、経済との両立を大前提に、産業・企業の国際競争力や国民生活に与える影響について、具体的なデータを明らかにしながら、国民の意見を広く聞く場を設けるとともに、世界全体の温室効果ガス排出抑制に向け、日本の貢献すべき分野をより明確にすること。

すでに導入されている地球温暖化対策税などの経済的手法や、再生可能エネルギー固定価格買取制度については、その効果や各方面への影響について検証し、必要に応じて速やかに改善すること。

京都議定書・第一約束期間の温室効果ガス削減目標である2008～2012年に1990年比6%削減については、2008～2011年度の4年間平均で9.2%削減（森林吸収源対策と京都メカニズムクレジットを含む）となっていることから、達成可能と見込まれています。

ポスト京都議定書では、日本は第二約束期間に参加せず、2010年のカンクン合意に基づき、2020年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証をしていくことにしています。削減目標については、従来掲げていた25%削減をゼロベースで見直すことになっていますが、経済との両立、国際的貢献の観点から、早急に検討する必要があります。

再生可能エネルギー特別措置法については、賦課金の還付判断となる「製造業平均の8倍」という基準が、売上高に占める電力使用量をもとに算出されるために、原材料価格が相対的に高いステンレス業界などでは、電力多消費産業でありながら賦課金還付対象産業となっていないケースもあり、法律で定める見直し期限（2020年度）にこだわることなく、早急に抜本的な改善を行っていかなくてはなりません。

### Ⅲ. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備

#### 1. ものづくり産業の持続可能性の確保

①メーカーとサプライヤーの間における公正取引を確保するため、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」遵守の徹底を図ること。「自動車産業適正取引ガイドライン」で推奨されている「適正取引推進マニュアル」について、自動車産業以外の産業も含め、一定規模以上の企業に対し、その作成と公表を促すこと。公労使の参画により、「適正取引推進マニュアル」のひな形を作成すること。大企業間の取引についても、「ガイドライン」の対象とすること。

2010年6月には、「中小企業憲章」が制定され、「力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う」ことが宣言されており、その一環として、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の遵守徹底はきわめて重要で

す。また、公正取引委員会による市場分析を強化することにより、メーカーとサプライヤーの取引における対等性を確保するための市場制度設計を検討していくことが望まれます。

## ②社会資本や企業設備の安全性確保に向けて、政府としてチェック体制を強化していくこと。

多くの死傷者を出した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故（2012年12月）は、社会に衝撃を与えました。巨大地震、巨大津波災害に対する対策強化の必要性とともに、道路や橋梁、トンネル、プラントなど社会資本や企業設備の老朽化、メンテナンスにあたる現場力の弱体化が指摘されています。金属労協でも「2008～2009年政策・制度要求」以来、公共事業関係予算を補修の強化、長寿命化対策、ストック活用型更新を中心にしていくよう主張してきています。政府として、チェック体制の強化が不可欠です。

## ③中小企業における事業承継に関して、従業員や、同業他社など第三者への承継を円滑に行っていくための政策パッケージを構築していくこと。とりわけ従業員への承継については、承継資金の調達や、債務の整理などに関して、具体的な仕組みを拡充していくこと。

中小企業経営者の高齢化が進む中で、中小企業の経営資源の承継が課題となっています。2011年に中小企業基盤整備機構が行った「事業承継実態調査」によれば、事業の承継は、「家族・親族」を考えている企業が一番多いですが、従業員への承継や同業他社などへの事業売却の事例も増えてきています。

経営者の高齢化により、常用雇用者の63%が働いている中小企業が廃業を余儀なくされれば、日本の雇用は甚大な打撃を被ることになります。また、中小企業を持つ高度な技術・技能の消滅は、日本の製造業全体の競争力低下をもたらします。

金属労協では、「親族以外の者に対して、安心して事業の引き継ぎを行える政策パッケージの構築」を主張してきましたが、2013年度の税制改正で、非上場株式に関する相続税・贈与税の納税猶予制度について、経営していた者の親族を対象とする要件が撤廃されることになりました。このような税制上の対応とともに、中小企業に対する事業承継相談窓口や直接支援体制の拡充、および周知徹底、また承継資金の借入れが困難な場合や、当該企業の債務繰り延べやカットが必要な場合の対応の強化など、事業承継を円滑に行っていくためのきめ細かな仕組みを構築していくことが重要となっています。

## 2. ものづくり産業の人材育成における工業高校教育の強化

### ①経済情勢が大きく変化する中、国内ものづくり産業の再強化によってわが国の成長軌道を決かなものとしていくには、ものづくり産業における若者人材の確保・育成、熟練技術・技能者が国内で活躍できる環境の整備が不可欠である。

こうした観点から、工業高校の教育内容の充実に努めていくこと。具体的には、課外授業なども活用し、実習の強化を図り、金型、鋳造、鍛造など素形材に関する実習も実施していくこと。また、語学教育の拡充を図ること。実習材料費、機械の更新、メンテナンスなどの予算を十分に確保していくこと。

工業科を持つ総合制高等学校、総合学科を持つ高等学校において、技能教育が軽視されることのないようにしていくこと。

**企業が工業高校に対して材料や機械を安価で提供する場合などについて、支援しやすい仕組みづくりを行っていくこと。**

文部科学省の調査を見ると、工業高校の就職内定率は際立って高く、最終的には100%近くになっています。中学生に対して工業高校の魅力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることを、広く認識してもらうことが肝要です。

なお工業高校では、機械のメンテナンスや材料費で多額の費用がかかります。予算が捻出できないため、昭和30年代の機械も多数現役で稼働しており、技能検定や企業で使用する機械と、実習で使用する機械との差がありすぎるとの指摘もあります。

工業高校では、専門科目の授業のため、国語、数学、英語など一般科目の時間数が、普通科に比べて少なくならざるをえません。しかしながら工業高校の卒業生が、海外に技術指導に赴くことも一般的となってきており、英語をはじめとする語学は、いまや専門科目と言っても過言ではありません。

**②都道府県が工業高校生に対する返済不要の給付奨学金制度の創設に踏み切れるよう、政府としても財政的な措置を行っていくこと。**

工業高校生が技能検定を受けようとするれば、検定料だけでなく、追加の実習に必要な材料費が生徒負担となってきます。かつて企業内の養成学校では、高校教育を行いつつ、貸金・奨学金を支給することにより、優秀な人材を確保していましたが、そうした役割を工業高校が担っていくことも必要です。以前は日本育英会が取り扱っていた奨学金制度は、現在は、高校生については都道府県に委ねられていますが、都道府県で返済不要の給付奨学金を設けているところは少なく、ほとんどが市町村の事業となっています。

**③「実習助手」については、職務に見合った名称への変更や、待遇改善を図っていくこと。**

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっています。また、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇や活動の内容が恵まれていなかったり、制限されたりしています。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務に見合った名称・待遇の確立が必要です。

**④国際競争力強化の観点に立って、「技能継承・振興対策費（ものづくり立国の推進）」（技術・技能者の工業高校などでの実技指導）などについて拡充を行っていくこと。**

国の「技能継承・振興対策費（ものづくり立国の推進）」の一環として実施されている、工業高校・中小企業への熟練技能者の派遣、実技指導の事業は多くの成果をあげています。JAMを含む4団体が委託を受けていますが、委託費が4団体合計で7,200万円にすぎないため、一部の地域での実施に止まっています。2013年度予算では、こうした取り組みを拡充する方向も見られますが、ものづくり産業の国際競争力強化の観点に立った技能継承振興の取り組みが必要となっています。

## IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

### 1. ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる 環境づくり

①政府として、保育所の拡充に一層努力すること。余裕教室への保育所の設置拡大に向け、地方自治体や学校などの現場における事務的負担の軽減を図ること。

金属産業は、24時間連操や昼夜2交替などの交替職場が多く、家庭と仕事の両立は他の産業に比べ難しい状況にあります。男女がともに仕事と子育ての両立できる環境を整えていくことが、ワーク・ライフ・バランスを確立し、ひいては産業の持続可能性につながります。

2010年に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、2014年度までに公的保育サービス受け入れ児童数26万人分の拡充をめざしていましたが、全国の待機児童の約8割が都市部に集中し、必要なスペース確保が容易でないことから、小中学校の余裕教室など既存の社会資源の活用を掲げています。良質な保育環境を確保し、利用者に便利で安全、しかも迅速に整備するために、余裕教室への設置は非常に有効です。

文部科学省のデータでは、2009年時点で全国の小学校に40,209の余裕教室があります。余裕教室への保育所の設置は、「園児とのふれあいを通じて児童生徒の豊かな情操を育む教育に効果がある」「学校の屋外スペースを園庭のように利用できるなど、より良い保育環境が提供できる」などのメリットがある一方、「学校と保育所の管理区分が明確でない部分がある」「財産区分の変更や財産処分に関する事務手続きの負担が大きい」といった事務的な負担や手間が指摘されています。負担の軽減に向け、文部科学省と厚生労働省が連携を図っていくことが重要です。

②企業内保育施設の設置をさらに促進するとともに、保育所の共同設置の場合の助成要件の緩和を図ること。

2011年3月現在、企業内保育施設は4,137カ所ありますが、60%が病院の職場であり、一般企業への普及は進んでいません。企業内保育所は企業の勤務体制に合わせた開所時間や開所日を設定できるなど、交替勤務や休日勤務のある製造業で働く者のニーズに合わせた運営が可能なことから、地方を中心に積極的な普及が必要です。国は「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を設けていますが、共同設置で企業間の利害関係を調整するため別組織を設立した場合、運営機関に公的助成が支給されないなど、施設の設置や運営の負担、助成を受けるための条件が厳しいことから、一層の改善が必要となっています。

以上

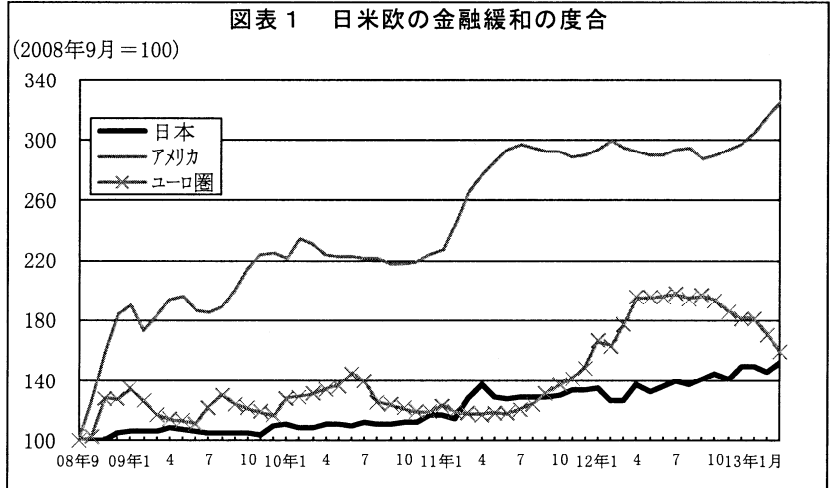


# 参 考 資 料

## I. ものづくりを支えるマクロ環境整備

### 1. 円高是正の定着と為替相場の安定

リーマンショック以降の日本の金融緩和は、米・欧に比べて小さなものに止まっていたため、超円高を招くこととなった。



(注) 1. 2008年9月を100としたマネタリーベースの水準の比較。マネタリーベースは、家計・企業・金融機関が保有する現金と、金融機関が中央銀行に保有する当座預金の総額。

2. 資料出所：アメリカ連邦準備制度、欧州中央銀行、日本銀行資料より金属労協政策企画局で作成。

図表 2 最近の貿易動向

年・月	貿易収支 (実額・億円)	金額 (円建て)		数 量		価格 (円建て)	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
2012年10月	-5,562	△ 6.5	△ 1.5	△ 8.1	△ 1.0	1.7	△ 0.5
11	-9,570	△ 4.1	0.9	△ 7.5	△ 0.9	3.6	1.8
12	-6,457	△ 5.8	1.9	△ 12.2	0.0	7.3	1.9
2013年1月	-16,335	6.3	7.1	△ 5.9	△ 1.1	13.0	8.3
2	-7,795	△ 2.9	11.9	△ 15.8	△ 0.1	15.3	12.1
3	-3,624	1.1	5.5	△ 9.8	△ 5.5	12.1	11.7

資料出所：財務省

輸出数量の減少により貿易赤字が続いているが、その幅は縮小傾向にある。

図表 3 円、ウォン、人民元の購買力平価と現実の為替レート

通貨	項目	時 点	レ ー ト
対米ドル	日本円	購買力平価	2012年 1ドル= 106 円
		現実の為替レート	2012年 1ドル= 80 円
		同上	2013年4月19日 1ドル= 99 円
	韓国ウォン	購買力平価	2012年 1ドル= 828 ウォン
		現実の為替レート	2012年 1ドル= 1,126 ウォン
		同上	2013年4月19日 1ドル= 1,106 ウォン
	人民元	購買力平価	2012年 1ドル= 4.2 元
		現実の為替レート	2012年 1ドル= 6.3 元
		同上	2013年4月19日 1ドル= 6.1 元
対日本円	日本円	購買力平価	2012年 1円= 1 円
		現実の為替レート	2012年 1円= 1 円
		同上	2013年4月19日 1円= 1 円
	韓国ウォン	購買力平価	2012年 1円= 7.8 ウォン
		現実の為替レート	2012年 1円= 14.1 ウォン
		同上	2013年4月19日 1円= 11.1 ウォン
	人民元	購買力平価	2012年 1円= 0.040 元
		現実の為替レート	2012年 1円= 0.079 元
		同上	2013年4月19日 1円= 0.062 元

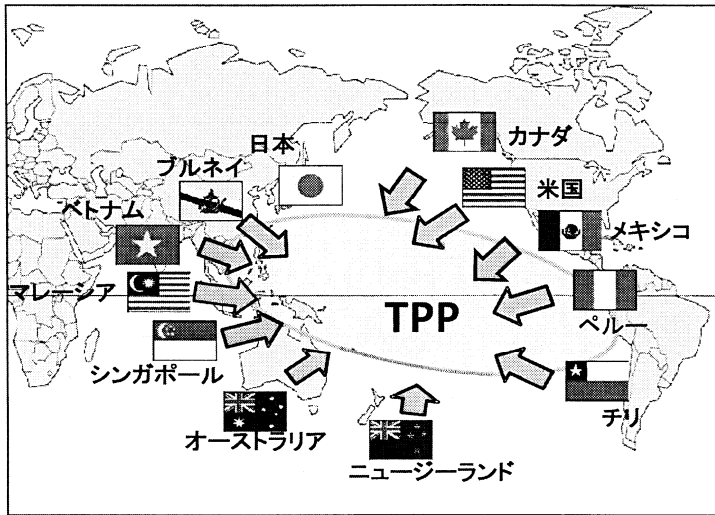
(注) 1. 購買力平価は、例えば円・ドルで言えば、アメリカにおいて1ドルで購入できるものが、日本では100円だとすれば、1ドル=100円という理論上の為替レート。

2. 資料出所：OECD、東京三菱UFJ銀行資料より金属労協政策企画局で作成。

円高是正が進んでも、購買力平価に比べれば、現実の為替レートは依然として円高の状況にある。これに対して、韓国ウォンや人民元は、購買力平価に比べ大幅に割安である。

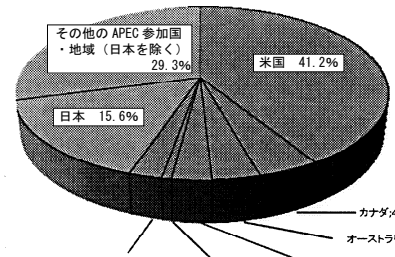
## 2. TPP交渉合意への寄与と国内対応策の確立

資料1 TPPの概要



APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合(2010年)

■ TPP交渉参加国 : 55.2%  
 ■ その他のAPEC参加国・地域 : 44.8%



【出典】IMF World Economic Outlook Database, April 2012

- 2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成る「P4」が発効。
- 2008年 9月 米国が交渉開始意図表明。
- 2010年 3月 米、豪、ペルー、越を加え8カ国で交渉開始。  
 同 10月 マレーシアが交渉参加。計9カ国に。
- 2011年 11月 日本、カナダ、メキシコが交渉参加に向けた協議開始の意向表明。
- 2012年 10月 メキシコ、カナダが交渉参加。計11カ国に。

※タイ、フィリピン、台湾等の国・地域も関心を示しており、中国もTPPについて「開放的な態度」とし、将来的な参加の可能性を排除していない。

### TPPの基本的考え方

#### 1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉中のものであり、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

※ 物品市場アクセスの交渉対象については、全ての品目を自由化交渉の対象としてテーブルに乗せなければいけないとされているが、最終的な関税撤廃の原則については定かではなく、センシティブ品目の扱いは交渉分野全体のパッケージの中で決まるとされている。

#### 2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

### 交渉日程及び目標

交渉日程		目標
2010年	3月 第1回会合(於: 豪州) P4協定(環太平洋戦略的経済連携協定)加盟の4カ国(シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ)に加えて、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。	2010年11月 TPP協定交渉参加国首脳会合(於: 横浜APEC首脳会議) 「2011年11月のハワイAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指す」ことで一致。
	6月 第2回会合(於: 米国)	2011年5月 TPP協定交渉参加国閣僚会合共同声明(於: 米国モンタナAPEC貿易大臣会合) 「11月に交渉の大まかな輪郭を固めるとの目標を表明。」
	10月 第3回会合(於: ブルネイ) マレーシアが新規参加	
	12月 第4回会合(於: NZ)	2011年11月 TPP首脳会議(於: ハワイ・ホノルル) 協定の「大まかな輪郭」に合意。 野心的な目標として、2012年中に協定を完成させるよう指示(オバマ大統領スピーチ)。
2011年	2月 第5回会合(於: チリ)	
	3月 第6回会合(於: シンガポール)	2012年6月 TPP閣僚会合(於: ロシア・カザンAPEC貿易大臣会合) 環太平洋パートナーシップ関係会合(於: ロシア・カザン)の声明(仮訳・抜粋) 交渉担当者に対し、次回交渉会合においてできるだけ多くの協定条文案をまとめるべく作業するよう指示した。(中略) TPP妥結のタイミングは、包括的で高水準な21世紀型協定に向けた交渉担当者による進展の内容により決せられなければならない。(略)
	6月 第7回会合(於: ベトナム)	
	9月 第8回会合(於: 米国)	2012年9月 TPP協定交渉参加国閣僚による首脳への報告書(於: ウラジオストクAPEC首脳会議) 「年内に可能な限り多くの量をまとめる決意である。」
	10月 第9回会合(於: ペルー)	
	12月 第10回会合(ミニラウンド)(於: マレーシア)	2012年12月 第15回交渉会合(於: NZ) 「2013年中の交渉妥結を可能とする基礎の形成に向けて進展を得ることが目標。」
2012年	3月 第11回会合(於: 豪州)	
	5月 第12回会合(於: 米国)	
	7月 第13回会合(於: 米国)	
	9月 第14回会合(於: 米国)	
	10月 第15回会合(於: 米国) メキシコ・カナダが新規参加	
	12月 第15回会合(於: NZ)	
2013年	3月 第16回会合(於: シンガポール)開催予定	

資料出所: 外務省

## 資料2 環太平洋パートナーシップ貿易閣僚による首脳への報告書2012年9月9日(抜粋)

## (1) 包括的な市場アクセス

我々は、相互の物品市場に包括的で関税のないアクセスを与え、同時に、サービス、投資、及び政府調達に関する制限を除去する、高い水準の市場アクセスのパッケージを策定する作業を継続した。9つのチームは、我々の鉱工業品、農業、及び繊維市場を相互に開く野心的な関税パッケージを策定するべく努力を継続した。この作業は、それぞれの国々について異なるペースで進んでいる。同時に、我々は、サービス、投資、及び政府調達市場へのアクセスを相互に与えるパッケージを策定している。サービス及び投資について、我々は、相互のサービス及び投資市場へのアクセスについて、当事国が例外としない限りアクセスを与えることを前提とする「ネガティブ・リスト」方式を基礎とする交渉を行っている。我々は、首脳が12月に会合を行って以降良い進展を得たが、このアプローチは一部のTPP参加国にとって新しいものであり、サービスと投資について、物品に関する我々のアプローチと同様に野心的な成果を達成するためには更なる作業が必要である。政府調達についても、一部のTPP参加国にとっては初めて貿易協定に含めるものであるが、いくつかの前進が見られた。しかし、各市場アクセスの交渉において、我々の交渉を導いている首脳の明確なビジョンに従い、各国にとって高い水準でバランスのとれたパッケージを策定するため、更なる作業が必要であることは明らかである。我々は現在、センシティブティのある分野がこの協定のために設定された野心を低下させることがないよう、創造的な解決策を見出すことに集中しており、そうすることによってのみ、我々の間の貿易及び投資を最大化し、我々の市民の雇用の創出や維持を支えるという重要な目標を達成できると認識している。

資料出所：外務省。下線は金属労協政策企画局

## 資料3 関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算(抜粋)

## 1. 試算の仮定

TPPによる関税撤廃の経済効果については、これまで、内閣官房、農林水産省、経済産業省がそれぞれの試算を公表してきたが、今般、政府として統一的な試算を実施。

なお、試算は現実の経済動向を一定の仮定の下に捉えたものであることに留意する必要がある。

<試算方針>

①関税撤廃の効果のみを対象とする仮定(非関税措置の削減やサービス・投資の自由化は含まない)

②関税は全て即時撤廃する仮定

③追加的な対策を計算に入れない仮定

(シナリオ)

①内外価格差、品質格差、輸出国の輸出余力等の観点から、輸出品と競合する国産品と競合しない国産品に二分。

②競合する国産品は、原則として安価な輸入品に置き換わる。生産減少額＝国産品価格×競合する国産品生産量

③競合しない国産品は安価な輸入品の流通に伴って価格が低下する。生産減少額＝価格低下分×競合しない国産品生産量

(注1) 試算対象となるのは、関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上である33品目の農林水産物

## 2. 試算結果：TPP加入による経済効果

## (1) 日本経済全体：GDP

輸出+0.55%(+2.6兆円)、輸入▲0.60%(▲2.9兆円)、

消費+0.61%(+3.0兆円)、投資+0.09%(+0.5兆円)

結果 0.66%増加、3.2兆円増加

## (2) 農林水産物生産額

3.0兆円減少

資料出所：内閣官房2013年3月15日

資料4 2012米国アジア・ビジネスサミットにおけるウェンディ・カトラー米国通商代表補の冒頭発言  
(2012年3月1日、東京)

- ・ TPPは日本、またはその他のいかなる国についても、医療保険制度を民営化するよう強要するものではありません。
- ・ TPPはいわゆる「混合」診療を含め、公的医療保険制度外の診療を認めるよう求めるものではありません。
- ・ TPPは学校で英語の使用を義務付けるよう各国に求めるものではありません。
- ・ TPPは非熟練労働者のTPP参加国への受け入れを求めるものではありません。
- ・ TPPは他国の専門資格を承認するよう各国に求めるものではありません。

資料出所：駐日アメリカ大使館ホームページ



## 資料5 I S D S条項を持つ日本の協定

ISDS手続は、投資に関連する協定が確実に守られるようにし、海外で活動する日本企業を保護するために有効である。この観点から、日フィリピンEPA(※)を除く全ての投資関連協定において、こうした手続を確保している。

## 投資協定(15本)

1	日エジプト投資協定	1978年1月発効
2	日スリランカ投資協定	1982年8月発効
3	日中投資協定	1989年5月発効
4	日トルコ投資協定	1993年3月発効
5	日香港投資協定	1997年6月発効
6	日パキスタン投資協定	2002年5月発効
7	日バングラデシュ投資協定	1999年8月発効
8	日ロシア投資協定	2000年5月発効
9	日モンゴル投資協定	2002年3月発効
10	日韓投資協定	2003年1月発効
11	日ベトナム投資協定	2004年12月発効
12	日カンボジア投資協定	2006年7月発効
13	日ラオス投資協定	2008年8月発効
14	日ウズベキスタン投資協定	2009年9月発効
15	日ペルー投資協定	2009年12月発効

## EPA(9本)

1	日シンガポールEPA	2002年11月発効
2	日メキシコEPA	2005年4月発効
3	日マレーシアEPA	2006年7月発効
4	日チリEPA	2007年9月発効
5	日タイEPA	2007年11月発効
6	日ブルネイEPA	2008年7月発効
7	日インドネシアEPA	2008年7月発効
8	日スイスEPA	2009年9月発効
9	日インドEPA	2011年8月発効

※日フィリピンEPAではISDSの規定を置いていないが、両締約国は、協定の効力発生後に、ISDSの仕組みを設けるために、追加的な交渉を開始する旨規定されている。

政府が外国企業から不当な収用を行ったり、国内企業と外国企業のイコールフットリングが確保されなかった場合、外国企業が当該国内で裁判に訴えるのではなく、国際的な仲裁機関に仲裁を付託する「ISDS制度」については、TPP交渉では合意に至っていない。

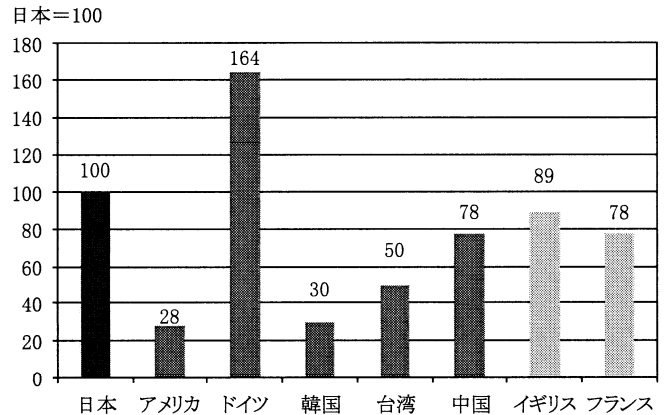
資料出所：経済産業省

## II. 環境と経済成長が両立するエネルギー・環境政策

## 1. エネルギーの確保、利用の効率化、温室効果ガス削減目標の見直し

日本の電気料金は、ドイツに次いで高い水準にあり、産業にとって、国際競争力上、打撃となっている。

図表4 2013年4月19日の為替レートによる  
産業用電気料金の国際比較



(注)アメリカ、ドイツ、韓国、台湾、中国は経済産業省「2011年度産業向け財・サービスの内外価格調査」掲載の大口電力のデータ、イギリス、フランスは資源エネルギー庁「エネルギー白書2012」掲載のIEA(国際エネルギー機関)調査による2010年のデータである。いずれも、金属労協政策企画局が、2013年4月19日の為替レート(三菱東京UFJ銀行対顧客電信売相場)で換算し直している。

図表5 発電の原動力の割合

原動力別	2010年度		2013年2月	
	発電実績	比率	発電実績	比率
水力	74,174,746	8.1	4,356,153	6.2
火力	551,317,138	60.0	63,528,960	90.9
原子力	288,230,480	31.4	1,649,007	2.4
自然エネルギー等	4,513,882	0.5	372,688	0.5
風力	92,706	0.0	19,095	0.0
太陽光	4,531	0.0	5,938	0.0
地熱	2,469,475	0.3	194,147	0.3
バイオマス	1,674,711	0.2	144,815	0.2
廃棄物	272,459	0.0	8,693	0.0
合計	918,236,246	100.0	69,906,808	100.0

(注)1. 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者の合計。

2. 火力発電には、バイオマス火力、廃棄物火力は含まない。

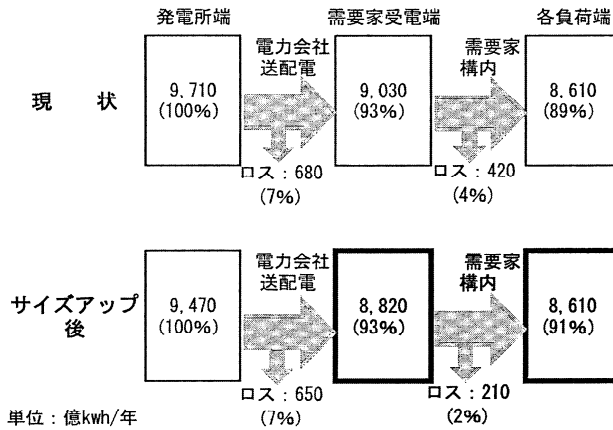
3. 資料出所：資源エネルギー庁資料より金属労協政策企画局で作成。

発電の原動力は、かつては原子力が3割を占めていたが、現在では、火力発電が9割以上となっている。



資料6 電線の太径化による通電ロスの変化

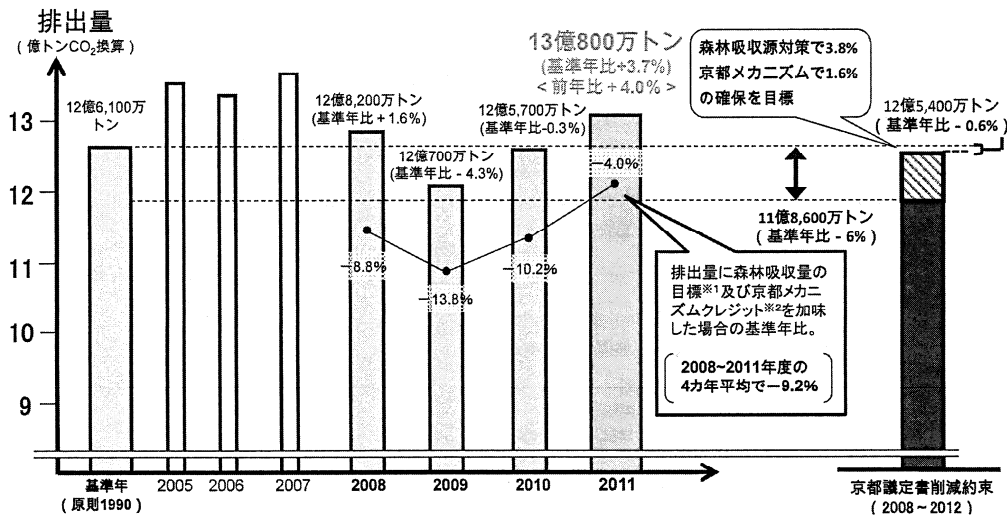
需要家構内の電線を太径化・ダブル配線化すると通電ロスが半減する。これは、日本のCO<sub>2</sub>排出量の0.7%に相当する。



資料出所：日本電線工業会

図表6 わが国の温室効果ガス排出量

2011年度における我が国の排出量は、基準年比+3.7%、前年度比+4.0%  
 森林吸収量の目標※1と京都メカニズムクレジット※2を加味すると、  
 京都議定書第一約束期間の4カ年平均（2008～2011年度）で基準年比-9.2%



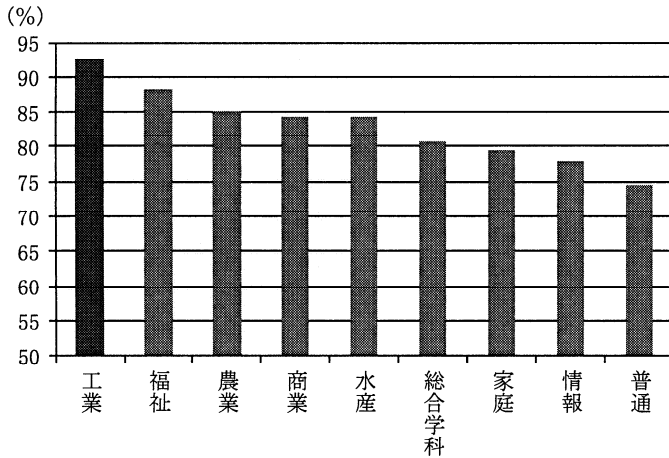
※1 森林吸収量の目標 京都議定書目標達成計画に掲げる基準年総排出量比約3.8% (4,767万トン/年)  
 ※2 京都メカニズムクレジット  
 政府取得 平成24年度までの京都メカニズムクレジット取得事業によるクレジットの総契約量(9,752.8万トン)を5か年で割った値  
 民間取得 電気事業連合会のクレジット量(「電気事業における環境行動計画(2009年度版～2012年度版)」より)

資料出所：環境省

### Ⅲ. ものづくり産業の国内拠点の維持・強化に向けた事業環境整備

#### 2. ものづくり産業の人材育成における工業高校教育の強化

図表7 高等学校の学科別就職内定率  
(2013年3月卒業予定者について、2012年12月末現在の調査)



資料出所：文部科学省

高等学校の学科別就職内定率は、工業高校が一番高い。

図表8 高校卒業者の就職産業別3年離職率  
(2009年3月卒)

産業	就職者数 (人)	3年目までの離職者数(人)	離職率 (%)
産業計	175,294	62,548	35.7
製造業	82,311	20,125	24.4
鉄鋼業	4,247	817	19.2
非鉄金属製造業	1,550	325	21.0
金属製品製造業	5,556	1,900	34.2
機械関係	41,235	7,841	19.0
非製造業	92,983	42,423	45.6
大学卒(産業計)	429,019	123,582	28.8

資料出所：文部科学省

製造業に就職した高校卒業者は、3年離職率が大学卒の産業計よりも低い。

資料7 高校生に対する給付奨学金制度のある主な地方自治体（公的なもの）

北海道：札幌市、北見市、千歳市、石狩市、京極町、倶知安町、安平町、日高町、新ひだか町、音更町  
 福島県：福島市、会津若松市、郡山市、須賀川市  
 茨城県：水戸市、土浦市、古河市、龍ヶ崎市、大洗町  
 栃木県：壬生町  
 埼玉県：行田市、所沢市、東松山市、深谷市  
 千葉県：千葉市、木更津市、松戸市、佐倉市、東金市、旭市、柏市  
 東京都：新宿区、武蔵野市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、多摩市、瑞穂町  
 神奈川県：横須賀市、平塚市、鎌倉市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、湯河原町  
 富山県：高岡市、黒部市、立山町、入善町、朝日町  
 石川県：石川県、小松市、珠洲市  
 長野県：諏訪市  
 岐阜県：大垣市、多治見市、瑞浪市、土岐市、本巣市、笠松町  
 静岡県：静岡市、伊東市、河津町、湖西市  
 愛知県：一宮市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町  
 三重県：伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、伊賀市、御浜町  
 滋賀県：大津市  
 京都府：舞鶴市、亀岡市、城陽市、京丹後市、京丹波町  
 大阪府：大阪市、吹田市、茨木市、八尾市、富田林市、門真市  
 兵庫県：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市、高砂市、小野市、加西市、丹波市  
 奈良県：橿原市、宇陀市  
 和歌山県：新宮市、上富田町、串本町  
 岡山県：倉敷市、笠岡市、井原市  
 広島県：三次市、西条市  
 山口県：宇部市、萩市  
 香川県：琴平町  
 福岡県：久留米市、八女市、筑後市、宗像市  
 長崎県：佐世保市  
 熊本県：荒尾市、玉名市、宇土市、上天草市  
 大分県：大分市、別府市、豊後高田市  
 宮崎県：都城市、日南市  
 鹿児島県：薩摩川内市  
 沖縄県：糸満市

(注)1. 日本学生支援機構に報告のあったもののみ。この他、京都府、横浜市などにも制度がある。遺児、片親、障害者などを対象としたものは除いている。

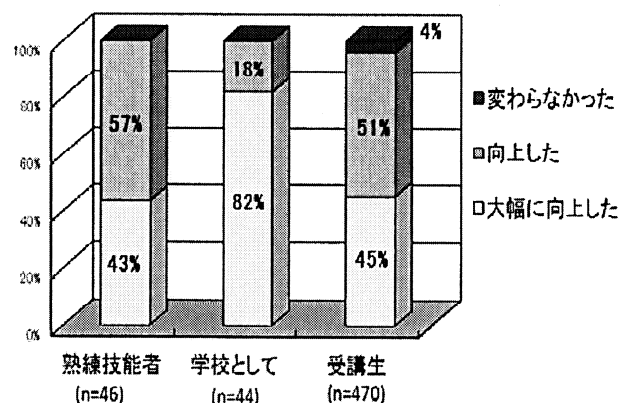
2. 資料出所：日本学生支援機構資料より金属労協政策企画局で作成。

## 資料8 JAM熟練技能継承事業（厚生労働省委託事業）

## JAM熟練技能継承事業 平成24年度実施状況＜最終＞

実施地域	埼玉	岐阜	大阪	他地域	合計	
熟練技能者数	12名	7名	6名	1名	26名	
高校	実施高校数	10校	10校	11校	—	31校
	指導日数	181日	160日	116日	—	457日
企業	実施企業数	4社	0社	2社	2社	8社
	指導日数	68日	0日	16日	17日	101日
合計指導日数	249日	160日	132日	17日	558日	

## ＜平成24年度 技能向上の実感＞



## IV. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

## 1. ものづくり産業において男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

図表9 小学校における余裕教室の活用状況（2009年5月1日現在）

活用状況	教室（教室・%）	
	教室	比率
余裕教室数	40,209	100.0
活用教室	39,827	99.0
学校施設としての活用	36,658	91.2
学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	15,707	39.1
特別教室等の学習スペース	9,255	23.0
児童・生徒の生活・交流スペース	4,889	12.2
教職員のためのスペース	2,155	5.4
授業準備のスペース	1,781	4.4
地域への学校開放を支援するスペース	1,106	2.8
学校用備蓄倉庫等	952	2.4
心の教室カウンセリングルーム	813	2.0
学校施設以外への活用	3,169	7.9
放課後子ども教室等	2,076	5.2
備蓄倉庫	280	0.7
社会教育施設等	266	0.7
社会福祉施設	139	0.3
児童館等	90	0.2
保育所	39	0.1
その他（廃校含む）	279	0.7
未活用教室	382	1.0

保育所として活用可能な余裕教室は、相当数あるものと思われる。

(注)1. 余裕教室とは、普通教室として使用するために整備された教室であって、現在普通教室として使用されていない教室から、将来の学級数の変動等の理由により留保している一時的余裕教室を除いたもの。

2. 資料出所：文部科学省

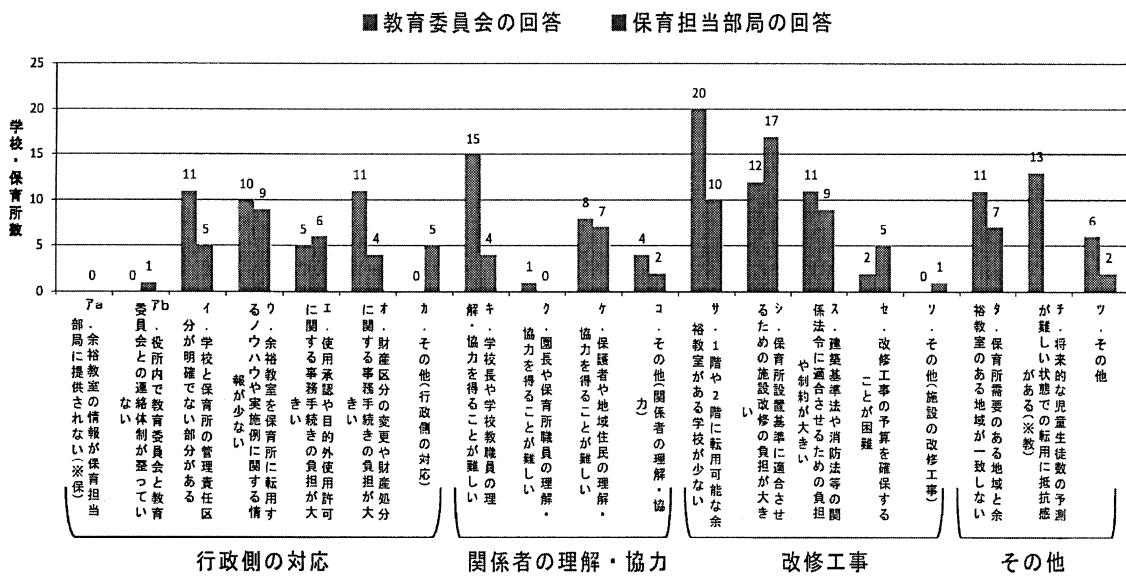
図表10 公立小学校における給食の調理方式(2010年5月1日現在)

都道府県	給食実施数	単独調理場方式	百分比	共同調理場方式	百分比
埼玉県	817	361	44.2	426	52.1
千葉県	847	415	49.0	432	51.0
東京都	1,307	1,128	86.3	179	13.7
神奈川県	859	742	86.4	117	13.6
愛知県	979	410	41.9	569	58.1
京都府	421	316	75.1	105	24.9
大阪府	1,019	783	76.8	236	23.2
兵庫県	787	447	56.8	340	43.2
福岡県	757	615	81.2	142	18.8
上記9都府県計	7793	5217	66.9	2546	32.7
47都道府県計	21,076	10,260	48.7	10,738	50.9

資料出所：文部科学省「学校給食実施状況調査」

大都市圏では、8割の公立小学校に調理場があるので、保育所の併設に有利である。

図表11 余裕教室を活用した保育所整備の課題



(注)・選択項目は、特記無き限り、教育委員会と保育担当部局共通である。

「ア a. 余裕教室の情報が保育担当部局に提供されない」(※保)は保育担当部局だけの選択項目

「チ. 将来的な児童生徒数の予測が難しい状況での転用に抵抗感がある」(※教)は教育委員会だけの選択項目

(注)1. 余裕教室を活用して保育所を整備した学校23校(小学校21校、中学校2校)について、2010年9月に調査対象校を所管する教育委員会及び保育担当部局(13市区町)に調査票を配布し、全ての教育委員会及び保育担当部局から回答。

2. 資料出所：国立教育政策研究所「学校施設の有効活用に関する調査研究報告書」2010年9月調査